

小児慢性特定疾病医療費助成制度と静岡県、市町村のサービス

表面が静岡県の制度、裏面が自治体の制度になります

★マーク…静岡県

◆マーク…市町村 が問い合わせ先になります。

詳しくは二次元コードを読み取ってください。



★小児慢性特定疾病医療費助成制度

1. 制度の概要

小児慢性疾病のうち、小児がんなど特定の疾病については、その治療が長期間にわたり、医療費負担も高額となることから、児童の健全育成と患児家庭の医療費の負担軽減を図るため、**医療費の自己負担分の一部が助成されます。**

小児慢性特定疾病にかかっている、厚生労働大臣が定める疾病の程度である18歳未満(継続は20歳未満)の児童等が対象です。※対象疾患は「小児慢性特定疾病情報センター」のHPをご覧ください。また、必要な書類は静岡県のHPからダウンロード出来ます。

小児慢性特定疾病情報センター:



静岡県:



2. 自己負担額について

○算定方法

項目	内容
自己負担割合	2割
自己負担上限月額	医療保険における「世帯」の市町村民税の課税額に応じて算定 ※入院、外来の区別なし ※薬局、訪問看護ステーションについても、自己負担上限額の範囲内で負担 ※保険証や世帯の変更により自己負担上限月額が変わることがあります。
入院時の食費	2分の1自己負担
同一世帯に複数対象者がいる場合	世帯内の対象患者の人数で負担限度額を按分

○毎年更新の手続きが必要です。

○保険証や住所の変更があった場合には、保健所で手続きが必要です。

3. 償還払いとこども医療費助成制度による償還払いについて

申請から受給者証がお手元に届くまでの間に受診し、医療機関窓口等で自己負担金をお支払いの方は自己負担金が戻る場合があります。手続きについては管轄の保健所にお問い合わせください。

また、市で実施しているこども医療費助成制度の対象者は、小児慢性の自己負担金を医療機関にお支払い後、市役所の窓口にて手続きを行うと、自己負担金が還付される場合があります。詳細は、お住まいの市にお問い合わせください。

★医療的ケア児等支援センター

在宅の医療的ケア児等とその御家族に身近な地域で安心して暮らしていただけるように、専門の相談員が医療・福祉・保健・教育等の関係機関と連携し、医療的ケアに関する様々な御相談に対応いたします。

相談受付：平日、午前10時～午後4時

電話番号：054-204-1380

ファクス：054-204-1385 メール：shizuoka-ikea@bz04.plala.or.jp

★◆医療的ケア児就学支援事業（就学支援関係）

県立学校医療的ケア児就学支援事業

・県立学校の通学時及び在校時の支援。

※回数制限などなし、ただし県立学校に所属する者のみ。利用条件あり。

難病患者介護家族リフレッシュ事業（在宅支援）

・県内特別支援学校（小・中学部）県内全小中学校（政令市含む）の通学時、在校時の支援。県内特別支援学校（小中学部）の在宅時の支援。

※回数制限、自己負担あり。



区分	★県立学校医療的ケア児就学支援事業	◆難病患者介護家族リフレッシュ事業
実施主体	県（県教育委員会）	市町（県が一部助成）
対象者	県立学校 ・通学時の支援 ・在校時の支援	県内特別支援学校（小・中学部） ・在宅時の支援 県内全小中学校（政令市含む） ・通学時、在宅時の支援
費用負担	なし 訪問看護師利用料は県負担 車両代は就学奨励費対応	1割
回数制限	なし※訪問看護事業所の事情による	80日

※県立学校医療的ケア児就学支援事業 利用の条件

<通学時の支援>登下校時に医療的ケアが必要なためスクールバスに乗車できないものうち、保護者の付添いが困難なもの。

<在校時の支援>人工呼吸器管理等、学校看護師では対応が困難な医療的ケアのあるもの

★小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

療育相談	日常生活での相談や、福祉制度の紹介等ご相談に対応します。
患者・家族交流会	交流会を保健所で実施しています。
講演会（当事者向け・支援者向け）	今注目されている話題や、支援者に向けての勉強会、患者家族に向けての講演会を保健所で実施しています。

詳しくは管轄保健所にご確認ください。

20歳以降の制度

★難病医療費助成制度（指定難病及び特定疾患等）

小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象であった方が年齢要件から外れた後、難病医療費助成制度を利用出来る場合があります。難病医療費助成制度に年齢制限はありません。小児慢性特定疾病医療費助成制度と同様負担上限額があります。

詳しくは難病情報センターのHPをご確認ください。

難病情報センター



18歳(人によっては20歳)以降難病医療費助成制度に変更できる事があります。くわしくは下記へお問い合わせください。

電話番号:055-920-2109

担当:東部保健所地域医療課



♥小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

1 給付対象者

小児慢性特定疾病医療給付認定を受けている者で対象になる人は以下の日常生活用具の給付が受けられます。ただし、他の制度の日常生活用具給付対象になるものを除きます。用具の給付に際し、住民税の納付金額に応じ一部負担金を徴収します。

2 給付種目等は詳しくは小児慢性特定疾病情報センターでご確認ください。



小児慢性特定疾病情報センター

♥各自治体の社会保障制度

・乳幼児・子ども医療費助成

静岡県に住んでいるすべての0歳から高校3年生までの子どもが医療機関で子ども医療費受給者証を提示することにより、基本的には自己負担無しで医療費の助成を受けることができます。(詳細については下記までお問い合わせください)

【問い合わせ先】

沼津市 市民福祉部 こども家庭課 電話:055-934-4827	三島市 社会福祉部 子育て支援課 電話:055-983-2712
裾野市 健康福祉部 子育て支援課 電話:055-995-1841	伊豆市 健康福祉部 子育て支援課 電話:0558-72-9864
伊豆の国市 健康福祉部 こども家庭課 電話:0558-76-8008	函南町 厚生部 子育て支援課 電話:055-979-8133
清水町 こども未来課 電話:055-981-8215	長泉町 こども未来課 電話:055-989-5573

◎各自治体で申請できます

- ♥身体障害者手帳 ♥精神障害者保健福祉手帳 ♥療育手帳
- ♥重度障害者(児)医療費助成制度※対象年齢、所得制限など自治体により異なる
- ♥障害児福祉手当 ♥特別児童扶養手当※所得による制限あり



【問い合わせ先】

沼津市 市民福祉部 障がい福祉課 電話:055-934-4829	三島市 社会福祉部 障がい福祉課 電話:055-983-2612
裾野市 健康福祉部 総合福祉課 電話:055-995-1820	伊豆市 健康福祉部 社会福祉課 電話:0558-72-9863
伊豆の国市 健康福祉部 障がい福祉課 電話:0558-76-8007	函南町 厚生部 福祉課 電話:055-979-8127
清水町 福祉介護課 電話:055-981-8204	長泉町 住民福祉部 福祉保険課 電話:055-989-5512

♥療育

障害のあるお子さまやその可能性のあるお子さまに対し、個々の発達の状態や障害特性に応じて、今の困りごとの解決と、将来の自立と社会参加を目指し支援をすることです。

療育の希望がある方、相談をしたい方は下記連絡先まで一度ご相談ください。

沼津市 障がい者基幹相談支援センター	電話番号:055-934-4833
三島市 社会福祉部 発達支援課	電話番号:055-975-1588
裾野市 健康福祉部 総合福祉課	電話番号:055-995-1820
伊豆市 社会福祉課	電話番号:0558-72-9863
伊豆の国市 健康福祉部 障がい福祉課	電話番号:0558-76-8007
函南町 (厚生部福祉課)	電話番号:055-979-8127
清水町 福祉介護課	電話番号:055-981-8204
長泉町 福祉保険課	電話番号:055-989-5512

★災害時

災害時の備えはしてありますか。災害時、医療的ケアが必要、内服薬が必要な人には災害に備えて余分に持っておくなど通常よりも準備するものが多いです。詳しくは**防災のチラシ**をごらんください。



患者・家族会

全国心臓病の子どもを守る会 静岡県支部

全国がんの子どもを守る会



(HPではなくFacebookにとびます)

認定 NPO 法人難病のこども支援全国ネットワーク



★お問い合わせ★
静岡県東部健康福祉センター
福祉課福祉こども班
電話:055-920-2057



静岡県 母子保健担当作成
R5.8.14 第1版